

令和6年10月28日

徳島市市営住宅管理システム整備事業に関する意見招請（RFC）実施要領

徳島市長 遠藤 彰良

1 背景と目的

徳島市の市営住宅管理システムは、平成20年に個人番号利用事務系ネットワークに属するメインフレーム上への開発以降、本市の独自事務に合わせたカスタマイズを行い、現在まで運用しています。

近年、国や社会を挙げて、急速に進んでいるデジタル化社会の情勢変化及び制度改正等に対応することが求められています。地方自治体においても、社会や人々の生活をあらゆる面でよい方向に変革させる、デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進の考え方に基づき、効率的な行政運営が強く求められています。

また、人口減少が進む中でも、地方公共団体は安定的かつ持続可能な形で、行政サービスを提供し続ける必要があります。このことに対応するため、国は、「情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。）を成立させました。

徳島市営住宅管理システムは標準化法に義務付けられたシステムではないが、徳島市のメインフレームを廃止することもあり、令和6年度に当該システムの調達を予定しています。

本招請は、当該システムの調達に先立ち、公正・公平な調達とすること目的に、事業者の皆様へ調達仕様書案等について御意見をいただくため実施するものです。

2 意見招請に付する事項

本市が求める要件の実現可能性等の観点から応札可能であるか、可能でない場合どの部分が問題になっているかについて御意見をください。

(1) 提示資料

資料名称	概要
調達仕様書（案）	① 調達仕様書 ② 技術提案書記載依頼事項兼審査基準 ③ 別紙1 想定プロジェクトマネジメント ④ 別紙2 システムコンセプト図 ⑤ 別紙3 主な業務要件 ⑥ 別紙4 機能要件 ⑦ 別紙5 非機能要件 ⑧ 別紙6 システム連携要件 ⑨ 別紙7 課題管理一覧 ⑩ 別紙8 主要なデータ量・件数 ⑪ 別紙9 想定移行データ ⑫ 別紙10 コード情報 ⑬ 別紙11 データ保存 ⑭ 別紙12 情報セキュリティ ⑮ 別紙13 教育・訓練

	⑯ 別紙 1 4 運用・保守
	⑰ 別紙 1 5 システムライフサイクル
	⑱ 別紙 1 6 その他開発作業における特則
	⑲ 別紙 1 7 提出物一覧
	⑳ 別紙 1 8 提案書提出前チェックシート

(2) 資料ダウンロード

以下より提示資料のダウンロードをお願いします。

https://www.city.tokushima.tokushima.jp/kurashi/house/house_shiei/RFC.html



(3) 招請する意見の内容

要件	依頼事項
調達仕様書（案）等に対する意見	● 応札を阻害する要因や不明点、その他の要望等
「別紙 7 課題管理一覧」への対応	● 類似団体等におけるシステム導入状況、運用方法等
その他	● 上記以外の有用な情報・提案

3 実施期間

令和 6 年 1 0 月 2 8 日（月） ～ 令和 6 年 1 1 月 1 1 日（月）

4 意見の提出期間等

- (1) 提出期限 令和 6 年 1 1 月 1 1 日（月） 1 7 時まで
- (2) 提出様式 別添「意見書」
※ ただし、上記様式で作成が困難な場合や添付資料等は自由様式可
- (3) 提出先 徳島市都市建設部住宅課管理係 システム整備担当
- (4) 提出方法 電子メール（jyutaku@city-tokushima.i-tokushima.jp）
※ 添付データ容量が大きい等により電子メールによる提出ができない場合は郵送、持参も可
- (5) その他 メール送付後、本市に対して到着確認の電話連絡をしてください。

5 注意事項

- (1) 意見を御提供いただいた事業者について、将来のシステム調達を保証するものではありません。また、意見を御提供いただけなかった事業者について不利益に扱うことは一切ありません。
- (2) 御提供いただいた意見等に対して、後日ヒアリングを実施する場合があります。
- (3) 御提供いただいた意見等は、本市内部での検討資料として利用します。
- (4) 資料等を御提供いただいた場合は返却いたしません。
また、御提供いただいた資料は、徳島市情報公開条例第 7 条(7)に該当するものとして、非公開とし、提供事業者に無断で第三者に開示することはありません。

- (5) 意見の御提供に当たり発生する費用については、事業者にて御負担をお願いします。

【問合せ先】

徳島市都市建設部住宅課管理係 システム整備担当

電話番号 088-621-5286

E-Mail jyutaku@city-tokushima.i-tokushima.jp